

令和6年第2回嵐山町議会臨時会会議録
目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月19日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
議案第49号～議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
閉会の宣告	44

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第565号

令和6年嵐山町議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和6年12月18日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和6年12月19日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

- 1) 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 2) 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて
- 3) 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 4) 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて
- 5) 令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について
- 6) 令和6年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 7) 令和6年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 8) 令和6年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定について

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狛 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	1 0 番	畠 山 美 幸 議員
1 1 番	川 口 浩 史 議員	1 2 番	渋谷 登美子 議員
1 3 番	森 一 人 議員		

○不応招議員（なし）

令和6年第2回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 （第1号）

12月19日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第49号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第51号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第53号 令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第 9 議案第54号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第10 議案第55号 令和6年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第11 議案第56号 令和6年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定について

○出席議員（１３名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員	
3番	橋本	将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狛守勝義	議員	6番	小林	智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員	
9番	青柳賢治	議員	10番	畠山美幸	議員	
11番	川口浩史	議員	12番	渋谷登美子	議員	
13番	森	一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
賛田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
大島真弓	会計管理者兼会計課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長

馬	橋	透	生涯学習課長
中	村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第2回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時58分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第5番 犬 守 勝 義 議員

第6番 小 林 智 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回臨時会を前にして、本日午前9時30分から議会運営委員会を開会いたしました。

出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、中嶋副町長、萩原総務課長にご出席いただき、提出されます議案について説明を求めました。

審議案件は、長提出議案の条例4件、予算4件の計8件ということでございます。その後、委員会で協議した結果、第2回臨時会は本日12月19日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定したことをご報告いたします。

○森 一人議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日 1 日限りにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

初めに、本臨時会の予定及び議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、条例 4 件、予算 4 件の合計 8 件であります。

提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第 49 号～議案第 52 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第 4、議案第 49 号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、日程第 5、議案第 50 号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて、日程第 6、議案第 51 号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、日程第 7、議案第 52 号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 49 号から日程第 7、議案第 52 号までの 4 件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第 49 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 49 号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

ます。令和6年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料、期末手当及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和6年人事院勧告に準拠して、一般職の任期付職員に支給する給料、期末手当及び勤勉手当を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和6年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料等の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

最後に、議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。令和6年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料等の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議案第49号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについてから、議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件について、細部について説明させていただきます。

議案第49号から議案第52号は、令和6年人事院勧告に準拠いたしまして改定を行うもので、本年の人事院勧告ですが、月例給及び特別給につきまして引上げとなるもので、民間給与等の格差を埋めるため、一般職員に支給する初任給及び若年層を重点に置きつつ、中高齢層も含め、俸給月額の上上げ及び特別給の支給率を引き上げるものでございます。議会の議員及び特別職の特別給についても同様に引上げを行うものでございます。

まず、議案第49号でございますが、参考資料を御覧いただきたいと思います。今回の給与改定の概要をお示ししたものでございます。人事院勧告に準拠し、月例給及び特別給につきまして一般職員に支給する給与等の改定を行うものでございます。初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高齢層も含め、俸給月額の上上げと特別給の支給率を0.1月分引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた支給率を年間4.6月分とするものでございます。実施時期でございますが、月例給につきましては、令和6年4月1日から適用とし、特別給は本年12月から改めるものでございます。

議案書の裏面、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。本条例は2条より構成されております。

して、1条では、期末手当の支給割合について、12月の支給分は100分の122.5から100分の127.5に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の68.75から100分の71.25に改め、勤勉手当の支給割合については、12月の支給分は100分の102.5から100分の107.5に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の48.75から100分の51.25に改めるものでございます。

第2条では、期末手当の支給割合を100分の125に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の70に改め、勤勉手当の支給割合を100分の105に改め、また定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の50に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、令和6年4月1日より適用します。また、2条の改正規定は、令和7年4月1日よりとするものであります。

続きまして、議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

議案第50号は、一般職の特定業務従事者等任期付職員に支給する給与及び期末手当の改定と勤勉手当の追加を行うものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。本条例は2条より構成されておまして、1条では月例給及び期末手当の改定と勤勉手当の追加です。期末手当については、支給割合を100分の175であったものを、12月の支給にあっては100分の20と改め、第10条第7項で勤勉手当を100分の175とするものでございます。

第2条では、期末手当の支給割合を100分の95と改め、勤勉手当の支給割合を100分の87.5と改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。また、第2条の改正規定を令和7年4月1日とするものであります。

次に、議案第51号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて並びに議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての細部について説明させていただきます。

議案第51号、議案第52号は、令和6年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員に支給する特別給の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。それぞれの条例につきまして、2条より構成しておまして、第1条では、期末手当の支給割合を100分の225であったものを、12月の支給にあっては100分の235と改めるものでございます。

第2条では、期末手当の支給割合を100分の230と改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、第2条の規定を令和7年4月1日とするものでございます。

以上、議案第49号から議案第52号の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは一括質疑ということでいいのですね。

○森 一人議長 はい。

〔「一括なの」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） だって一括で説明したから。

○森 一人議長 はい。

○12番（渋谷登美子議員） 1つ伺いたいのですけれども、議員報酬と、それから特別職の報酬なのですが、これはこの考え方でいきますと、生活給というふうな考え方でよいというふうに、国のほうは思っているというふうに考えていいのでしょうか。

それが1点と、それと物価高ですので、当然一般職と任期付職員の給与はある程度上げるのは仕方がないと思うのですけれども、逆にインボイス制度を払われる方は、今年度からは、去年は半年だったのですけれども、今年は1年間になり、逆に考えていきますと、所得という感覚でいきますと下がるわけですね。その点については、国はどのようにも考えていないのか、その点について伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議員報酬及び特別職の給与につきましては、改定はございません。ただし、手当であります、今回は期末手当の率を改正したものでございます。議員さんの報酬と特別職の給与については、私は生活給とは思っておりません。ですので、給与を改正するのではなく、今回は職員に準じて手当だけの改正となっております。

以上です。

○森 一人議長 インボイスに関連すること。よろしいですか。

萩原総務課長、続けてどうぞ。

○萩原政則総務課長 国の考え方ということですが、町のほうから国の考え方を申し上げることは、すみません、申し訳ございません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 議員報酬と、それから特別職の関係なのですけれども、年間の金額にすると少しずつ上がるのですよね。そうすると、それは生活給というふうにはならないのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 今回の改正は、ボーナスを年間で0.1か月上げるということでございます。その

分だけは確かに上がるわけですが、毎月々の報酬については見直しはしておりませんので、手当だけの改正となります。去年、今年、0.1か月ずつ伸びているわけですが、コロナの頃、3年前、4年前は多分マイナスの勧告があったかと思います。そのときも議員さんと特別職のボーナスにつきましても、人事院勧告に準拠してマイナスの勧告を行ったと思います。上がるときは上げる、下げるときは下げるということで、職員と同様の措置をお願いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、やはり職員と同じような措置というのは特別ではなくて、生活給的な感覚があるというふうに、総務課長は生活給ではないというふうに思っているけれども、全体的の傾向としては、少しでも上げるということで、生活給的な感覚が国のほうですか、あるというふうに考えていいのではないかと思うのですけれども。

あと、インボイスのことは、国のことだから分からないということですが、全体的に所得として見るか消費税として、消費税だから当然だという感覚があるのだと思うのですけれども、全体的に所得の下がっている方はいるわけですね。その所得の下がっている方に関しては、公務員としてはどのような立場に立つのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 人事院勧告につきましては、4月1日に遡りまして、民間の給与と公務員の給与がどういうふうな差があるかということを出しているものでございます。なかなか上がらない民間の方もいますけれども、平均しての上がり具合ですので、公務員はそれに準じて人事院勧告に基づいて給与改定を行うものでございます。民間の給与が上がったので公務員の給与も上がるというもののなので、問題ないかと思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） その人勧なのですから、人勧はどういう企業を調査の下、勧告したのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 すみません。すぐにちょっと資料が見当たらないものですので、改めて回答させていただきます。申し訳ないです。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ああ、そうですか。多分大企業だけを調査しているのだと思うのです。何

かある……

○森 一人議長 川口議員、質疑に移り変わっていますので、質疑を続けてください。

○11番（川口浩史議員） 大企業だけを調査しているのだと思うのです。それで、私が伺いたいのは、嵐山町民、大体引き上がっているのか、給料が。中小企業で働いている人は、まだまだ引き上がっていないのかどうか、その辺が分かりましたら伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 すみません、勉強不足で。多分民間との差額ということで、今ちょっとすぐに何人以上の事業所とかということをやっと申し上げられなかったのですけれども、そこと国との、国家公務員との給与の差額をということで人勧が出ているかと思えます。その規模の会社に勤めている方については、平均的には同じような上がり方をしているかと思えますけれども、それ以下の少ない中小企業についての比較というのはされていませんので、そことの比較というのは分かっていない状況かと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですよ。そうすると、引き上がっていない中小業者で働く町民がいるという認識でいいわけですか。そういう中で、私は一般職はいいと思うのです。特別職や議員というのは引上げというのはいかなものかというふうになんて考えるのですけれども、その考え方を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 大変すみませんでした。常勤の従業員、事業所規模50人以上の給与と比べているということになっております。50人以上の規模の事業所ということになっております。

職員はいいけれども、議員報酬であったり、三役の給与についてはどうなのということですが、給与自体、毎月の報酬自体は変えていませんので、今回は手当の率を上げたわけです。これも人事院勧告で一般職員に準じて行うこととなっておりますので、問題ないというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 3回目ですが、先ほどの……

○11番（川口浩史議員） ちょっと答弁が違いますので。

○森 一人議長 もう一つ答弁漏れなのですけれども、特別職、議員の上がるのがというところを。

それでは、答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうから補足で説明をさせていただきます。

まず、議員の皆様、いわゆる報酬、それから期末手当、これについては自治法で定めてございまして、議員の皆様には報酬を支給すると。これは支給しなければならないという規定になっております。

それから、期末手当におきましては、自治法上は、期末手当を支給することができるというふうになっております。これは、いわゆるできるというのは条例で定めて期末手当を支給することができるという意味でございまして、基本的な考え方であれば、議員の皆様に対しては、期末手当を支給するかしないか、これについてはそれぞれの団体の基本的な方針、また議会の議決をもって条例を定めた、そういったことが期末手当を支給する根拠になっているということでございます。当町におきましては、当然のように期末手当につきましても議員の皆様については支給をさせていただくということで規定をさせていただき、そして支給をさせていただいていると。

それから、今までの流れといたしまして、期末手当につきましても、人事院勧告に基づいた一般職の給与等、これに準じて改定をさせていただいているということでございまして、近隣の情勢も全く同じということでございます。そういったことで、今回につきましても議員の皆様に対しましても、また特別職に対しましても今までの流れ、この近隣の情勢も含めてこのような形で改定をさせていただきたいということでご提案をさせていただいておりますので、よろしくをお願いをしたいというふうに考えております。

○森 一人議長 答弁漏れはございますか。

11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） なるほど、そういう点があるわけですね。

私が一番聞きたいのは、中小業者で働いている人が給料が上がっていないということは調べていないから分からないわけですね。そういった事実があるかもしれないと。そういう中で、三役、特別職や議員の給料を上げるというのは、どのようにお考えなのか。よいというふうにお考えなのかどうかをちょっと伺いたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 それでは、お答えさせていただきます。

今お話がございましたように、なぜ嵐山町は人事院勧告に基づいて給与改定をさせていただいているかということは、川口議員さんが今ご指摘になったとおりでございまして、本来であれば、嵐山町の企業、そういったものを調べて、例えば嵐山町の中に人事院というものを設けて、そういった調査ができれば、その根拠として嵐山町の人事委員会の勧告に基づいて嵐山町の給与を改定すると、これは一つの根拠になろうかと思えます。しかしながら、これは大変難しいことございまして、そういった中では、例えば県であれば埼玉県の人事委員会がございまして、県内の情勢を比較

し、そして国の人事院勧告も調査をしながら、埼玉県の人事委員会としての勧告を行って、それに基づいて改定がなされていると。ただし、それは県レベルでございまして、町村レベルではそういった人事委員会を設け、調査をするということは非常に難しいということで、国の人事院勧告に基づいて、それに準拠した形での改定をさせていただいているというのが町村、一般的な町村の考え方でございます。そういった意味からも、本町では人事院勧告に基づいた中での改定をさせていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この49号から52号までの条例が改正されることによりまして、嵐山町に与える影響額、これを議案ごとにどのように増額になるのかお尋ねいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

補正予算書をお持ちでしたら、補正予算書を開いていただきたいと思います。補正予算書の54、55ページをお願いいたします。まず、54ページ、給与費明細書でございますが、1の特別職の部分でございます。一番下の比較の部分を見てください。比較の部分の期末手当等の額をお願いしたいと思います。町長等三役ですね、こちらマイナス92万1,000円となっております。こちらにつきましては、副町長が就任されたのが9月ですので、前回ボーナスが6月ですので、前回ボーナスを支給した6月1日の基準日、6月2日から12月1日までの支給の期間丸々いけませんので、3割の支給となっていますので、ここがマイナスとなっています。もし丸々ですと、多分こちらはプラスの21万6,000円となったかと思われます。

そして、議員さんの期末手当等でございます。36万8,000円が、今回人事院勧告に基づくボーナスの0.1%の影響額が36万8,000円というふうになっております。

続きまして、55ページをお願いいたします。まず、一般職の（1）、総括でございます。比較の部分、給与費の報酬の比較の部分をお願いしたいと思います。こちらについては、全てが会計年度任用職員とは限りませんが、おおむね会計年度任用職員さんの報酬額1,275万1,000円が影響額となっております。そして、給与の部分につきましては、職員の給与1,705万9,000円、そして職員等の手当、こちらボーナスになりますが、ボーナス以外のものも含まれていますが、ほぼボーナスと思ってください。1,511万3,000円が影響額でございます。

合計しますと4,492万3,000円が今回の人事院勧告に基づく職員の給与のアップかと思われます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 議案第50号、任期付職員の件ですけれども、該当する職員の数を教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えします。

現在、任期付職員でございますが、3名いらっしゃいます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 議案第49号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての討論を終結いたします。

これより議案第49号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第51号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

ることについての討論を行います。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第53号 令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,926万円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億9,389万2,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の設定が1件、地方債の追加が2件、変更が3件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、細部についての説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページ、5ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出の今回の補正額を款項別にそれぞれ記載させていただいてございます。

次に、6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございますが、歳出で説明しますが、菅谷中学校体育館空調設備設置工事によるもので、年内にその支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰越しして使用するため、10款3項中学校費の中学校施設改修事業に繰越明許費を設定させていただいたものでございます。

次に、7ページをお願いします。第3表、地方債補正でございますが、追加2件、変更3件でございます。新たに公共事業等適正管理推進事業（保健施設）分といたしまして、健康増進センターの2階の空調機更新工事と菅谷中学校体育館空調設備設置事業といたしまして、金額を追加させていただくものでございます。

その下段の変更ですが、農道整備事業については広野地区の農道整備工事の変更に伴い、公共施設等適正管理推進事業（道路施設）分については事業の確定に伴い、緊急自然災害防止対策事業については町道1—23号雨水対策事業の追加により、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、14、15ページをお願いします。2の歳入でございます。主なものについて説明申し上げます。

10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金281万8,000円で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、中小企業等に対する固定資産税の特例措置の拡充、延長に伴う減収補填措置として交付されるものでございます。

15款1項1目民生費国庫補助金、子どものための教育・保育給付費負担金473万円で、小規模保育事業所の利用者の増加に伴い補正するものでございます。

障害児通所支援事業費負担金187万5,000円で、障害児通所支援事業の利用者の増加に伴い補正するものでございます。

児童手当国庫負担金2,388万7,000円で、児童手当の制度改正に伴い補正するものでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金264万円で、戸籍法の一部改正に伴う振り仮名対応に要する経費に対し交付されるものでございます。

2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金207万8,000円で、こども家庭センターの設置に伴う各事業の補助金の組替えにより補正するものでございます。

児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金マイナスの137万2,000円です。こども家庭センターの設置に伴う各事業の補助金の組替えにより補正を行うものでございます。

子どもの居場所支援臨時特例事業費補助金マイナスの556万7,000円で、こども家庭センターの設

置に伴う各事業の補助金の組替えにより補正するものです。主なものは、増進センター2階の空調工事分について、既存施設への設置は補助対象外ということですので、減額をするものでございます。

3目衛生費国庫補助金、妊娠出産子育て支援交付金マイナスの156万円で、交付対象経費の減額に伴い補正するものでございます。

新型コロナワクチン接種対策費補助金マイナス2,543万1,000円で、こちらにつきましては21款4項雑入への予算科目の組替えでございます。こちら国からの補助金ではなく、一般社団法人からの補助金になったため、組替えを行うものでございます。

16款1項2目民生費県負担金、子どものための教育・保育給付費負担金169万7,000円で、小規模保育事業所の利用者の増加に伴い補正するものでございます。

16、17ページをお願いします。障害児通所支援事業費負担金93万7,000円で、障害児通所支援事業の利用者の増加に伴い補正するものでございます。

児童手当県負担金マイナス152万5,000円で、児童手当の制度改正に伴い補正するものでございます。

16款県支出金、2項1目民生費県補助金、埼玉県すくすく子育て支援事業費補助金309万2,000円で、こちら新規でございます。子ども家庭センターb&gらんざんの業務・運営等の経費及び育児支援ヘルパー事業に対し交付されるもので、補助率3分の1でございます。

2目衛生費県補助金、埼玉県出産・子育て応援事業費補助金マイナスの78万円でございます。交付対象事業費の減額に伴い補正するものでございます。

17款2項1目不動産売払収入、土地売払収入274万8,000円で、土地の売払い収入を補正するものでございます。

18款1項1目一般寄附金54万円でございます。こちらは一般の寄附金で、ふるさと納税以外のものでございます。これ以降、ふるさと納税の歳入につきまして補正するものでございます。当初予算7,000万円を組んでいましたが、今回トータルで5,000万円の増、合計で1億2,000万円とするものでございます。

2目民生費寄附金、社会福祉事業に対する指定寄附金2,500万円、3目衛生費寄附金、自然・環境保全に対する指定寄附金600万円、4目産業振興費寄附金、産業振興に対する指定寄附金400万円。

18、19ページをお願いします。5目教育費寄附金、教育に対する指定寄附金800万円、文化財保護事業に対する指定寄附金400万円、スポーツ振興に対する指定寄附金300万円、合計でふるさと納税5,000万円分の増額とするものでございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金6,000万円でございます。12月補正後の現在高は6億9,308万円となります。財政調整基金比率につきましては、14.61%となります。

4目ふるさとづくり基金繰入金、ふるさとづくり基金繰入金3,065万9,000円でございます。こち

らの金額につきましては、ふるさと納税推進事業2,850万円、こちらは返礼品に使わせていただきます。学校給食費負担軽減事業215万9,000円を軽減事業のほうに使わせていただくことで、繰入金を起こさせていただきます。

21款4項2目雑入、新型コロナウイルスワクチン接種対策費助成金2,543万1,000円で、国庫補助金のほうから予算を組み替えたものでございます。

3目過年度収入、過年度収入1,449万1,000円で、令和5年度の実績に基づき交付されるものでございます。

22款1項町債でございます。こちらにつきましては、7ページの第3表、地方債の補正分となります。

1目土木費、公共施設等適正管理推進事業債（道路施設）マイナスの580万円で、事業の確定に伴い補正するものでございます。

緊急自然災害防止対策事業債150万円で、こちらにつきましては町道1―23号線雨水対策事業に対しての起債でございます。

2目農林水産業債、埼玉県ふるさと創造貸付金190万円で、こちらにつきましては広野地区の農道整備工事の事業費の変更に伴い補正するものでございます。

衛生債、公共施設等適正管理推進事業債（保健施設）、こちらにつきましては新規で、こども家庭センター空調機更新工事に対して起債を起こすものでございます。

20、21ページをお願いします。6目教育債、菅谷中学校体育館空調設備整備事業債1億2,400万円で、こちらにつきましては指定避難所における避難者の生活環境を改善する事業に対し起債を起こすものでございます。

次に、歳出でございます。こちらにつきましても主立ったものについて説明させていただきたいと思います。

まず、全般にわたり人事院勧告による人件費の補正分を計上しております。

それでは、それぞれの項目について説明させていただきます。22、23ページをお願いします。2款1項1目一般管理費、（22）ふるさと納税推進事業でございます。寄附者への謝礼1,850万円、手数料1,000万円、こちらにつきましては寄附金の増加に伴い、ふるさと納税の返礼に要する経費を補正するものでございます。

24、25ページをお願いします。4目財産管理費、（6）ふるさとづくり基金管理事業、ふるさとづくり基金積立金4,974万8,000円で、内訳としまして、ふるさと納税分に4,700万円、土地売払い分274万8,000円でございます。

7目公平委員会費、（1）一部事務組同比企広域公平委員会負担事業、比企広域市町村圏組合負担金137万3,000円で、比企広域公平委員会負担金（特別分）を補正するものでございます。

26、27ページをお願いします。2款3項1目、（5）戸籍事務事業、電算委託料264万9,000円で、

戸籍法の一部改正に伴う振り仮名対応に関する通知書作成に要する経費を補正するものでございます。

28、29ページをお願いします。2款4項2目町長選挙費、（1）町長選挙執行事業、こちらマイナスの696万6,000円でございます。町長選挙終わりましたので、補正するものでございます。

続きまして、30、31ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費、（2）社会福祉総務事業でございます。返還金1,803万7,000円で、実績に基づく補助金等の確定に伴う返還金を補正するものです。主なものにつきましては、令和5年度自主支援支給費国庫負担金1,009万3,737円、同県負担金505万9,049円等でございます。

続きまして、2目老人福祉費、（12）高齢者補聴器購入費助成事業、こちらにつきましては今現在購入費の補助を30万円予定しておりましたが、15人分、30万円終わりましたので、新たに5人分、2万円掛ける5ということで10万円の補正をお願いするものでございます。

32、33ページをお願いします。第3款2項1目児童福祉総務費、（2）児童福祉総務事業でございます。返還金308万6,000円で、実績に伴う補助金等の確定に伴い返還金を補正するものでございます。

34、35ページをお願いします。2目児童措置費、（1）子どものための教育・保育給付事業、子どものための教育・保育地域型保育給付費負担金812万4,000円で、小規模保育事業所の利用者の増加に伴い補正するものでございます。

（2）児童手当・特別給付支給事業、児童手当2,174万円でございます。児童手当の制度改正に伴い補正するものでございます。改正後につきましては、ゼロ歳から3歳未満の第1子、第2子につきましては月額1万5,000円に、3歳から高校修了前第1子、第2子につきましては月額1万円に、ゼロ歳から高校修了前第3子につきましては月額3万円に改めるものでございます。

続きまして、36、37ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費、（8）健康増進センター管理事業でございます。こちらにつきましては、財源更正となります。既存施設への設置については、補助対象外ということで国県支出金656万8,000円を減額し、地方債890万円を入れまして、一般財源をマイナスの233万2,000円とするものでございます。

2目予防費、（3）高齢者予防接種事業、予防接種医師委託料591万4,000円で、こちらにつきましてはコロナのワクチン接種についてでございます。当初1回当たり1万5,340円かかるところ、比企医師会との契約で1万7,270円と1回当たり1,930円接種費が高くなったことに伴い補正するものでございます。

（4）母子予防接種事業、こちらも予防接種医師委託料984万5,000円ですが、こちらにつきましては子宮頸がんの接種者の増に伴うものでございます。今年度3月でキャッチアップ世代の公費期間が終了するため、駆け込みが多く見られたというふうに思われます。

続きまして、40、41ページをお願いします。第6款1項5目農地費、（1）土地改良事業、工事

請負費200万円でございます。広野地内の農道整備工事に要する経費を補正するものでございます。

7款1項4目観光費、(2)観光施設等管理事業でございます。桜並木等管理委託料として59万4,000円を補正するものでございます。古里地内の桜並木の伐採に要する経費を補正するものでございます。

続きまして、42、43ページをお願いします。8款1項2目道路維持費、(2)道路修繕事業でございます。工事請負費としてマイナスの194万5,000円を補正するものでございます。契約額の確定に伴う減額につきましてはマイナス794万5,000円で、及び雨水対策に係る経費ということで、こちらは新規事業で町道1—23号雨水対策事業、こちらは都市計画道路の東上線のガード下の部分の雨水対策工事を150万円を予定しております。及び地域からの要望に係る経費ということで、地域からの要望、砂利敷き等450万円を考えております。トータルしましてマイナスの194万5,000円となるものでございます。

続きまして、44、45ページをお願いします。10款2項1目学校管理費、(5)小学校施設改修事業、工事請負費352万円でございます。こちらにつきましては、七郷小学校の屋上の防水工事に係る工事費を計上させていただいております。

46、47ページをお願いします。10款3項1目学校管理費、(2)菅谷中学校管理事業、消耗品332万円でございます。主なものは、教師用指導書購入ということになっております。こちらが271万7,000円でございます。残りにつきましては、一般的な消耗品でございます。

3目玉ノ岡中学校管理事業でございます。こちらにも消耗品費289万7,000円で、こちらにも教師用指導書の購入271万9,000円が主なものとなっております。

5目中学校施設改修事業、工事請負費1億2,450万6,000円でございます。こちらのものですが、まず菅谷中学校の体育館空調設備設置工事、こちらが1億2,400万円でございます。残りの50万6,000円につきましては、菅谷中学校校舎耐震補強部防水工事に充てるものでございます。

続きまして、50、51ページをお願いします。10款6項1目保健体育総務費、(5)スポーツ振興基金管理事業でございます。スポーツ振興基金積立金300万円で、こちらはふるさと納税のスポーツ振興に対する積立てでございます。

3目学校給食費、(4)学校給食費負担軽減事業、学校給食費負担軽減事業補助金215万9,000円で、物価高騰に伴う学校給食費の増額分に対して補助を行う経費でございます。

52、53ページをお願いします。最後に予備費でございます。補正前の額に1,873万6,000円を減額し、補正後の額を4,909万4,000円とするものでございます。

54ページ以降の給料費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第53号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前１０時５５分

再 開 午前１１時１０分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員） 私のほうは、予算書の15及び16ページのところで、伴走型相談支援員の関係が国、県それぞれ減額されているわけなのですが、その辺の事情についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 ご質問の件は、15ページの児童虐待……

〔「伴走型」と言う人あり〕

○太田直人福祉課長 伴走型……15ページですよ。失礼しました。健康いきいき課です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

15ページの妊娠出産子育て支援交付金マイナス156万円の件でございますでしょうか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○菅原広子健康いきいき課長 こちらの減額につきましては、子どもの数、出産予定者数が思ったより伸びませんでしたので、申請額に対して実績が低かったということで減額ということになります。

以上です。

○森 一人議長 第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員） その辺の人数の推移ですね、ちょっと教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 大変申し訳ございません。先ほどの答弁につきましては訂正させていただきます。

子どもの人数ではございませんで、こちらの予算書でいきますと36、37ページの（６）番の出産・子育て応援交付金事業についてのものになりまして、会計年度職員のお手当のほうがマイナスになっているのですが、会計年度職員が年度の途中で退職されましたので、その分に関して補助金を減額するものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） 私のほうは2点質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、予算書のほうの35ページ、児童手当・特例給付支給事業の児童手当についてです。制度のほうが改正に伴ってということで、一応今回の補正額も出ているわけですが、その改正後のところで、零歳から3歳未満からずっと、零歳から高校修了前という形になっているのですが、まず嵐山町の人数の内訳をまず教えていただきたいというのがまず1点と、もう一つは、制度改正前は当然所得制限等で支給を受けられなかった子どもさんがいるわけです。その人たちが何人ぐらいいて、どういう内訳になっているのかもちょっとお聞かせいただければというふうにまずは思います。これが1点です。

それと2点目は、51ページ、学校給食費負担軽減事業で、補助金として215万9,000円補正組まれているわけですが、私が3回目の一般質問のときに学校給食について質問したときに、一応給食費の不足ということで、大体600万程度あるというふうなことだったと思うのです。それが、そのときの理由もたしか物価高騰というのが主な理由というふうな答弁だったというふうに記憶しておるわけですが、そうした中で、今回は600万の不足のほんの一部みたいな形で一応補正組まれていますけれども、これはどういう経緯でこの金額になったのかということと、当然この補正金額だと今まで給食の中身が1品、要するに減って、実際給食を食べている児童生徒の中でも質素だとか、そういうふうな意見なんかも当然聞こえてくる状況になっていますよね。その辺についてどのように考えているのか、それをお聞かせいただければというふうに思います。この2点です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 児童手当の関係でございます。内訳ということでございますが、ちょっと年齢区分ごとには取っていないのですが、第1子で延べで1,898名、それから第2子で1,160名、第3子以降が363名、合計3,421名、これが一般の方です。そのほか施設の措置を受けていらっしゃるお子さんいらっしゃいますので、そちらの延べ受給者数が129名です。合計しまして3,550名が今回改正の分で対象となっております。

所得の関係でというお話でございましたが、こちらにつきましては、所得制限で受給ができていない世帯につきましては、この10月改正の前にご案内をしているところで、世帯数としては31世帯でございます。ちょっと人数が出ていないのですが、その世帯に関してはご案内を差し上げているということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは51ページの学校給食負担軽減事業補助金につきましてお答えさせていただきます。

今回の補正額215万9,000円、どういう経緯でこの金額を算定したかということでございますが、こちらにつきましては今年度米の価格が市場価格で約1.5倍ぐらいに上昇しているということで、今後使用される米の量を算定いたしまして、それが1.5倍の額になったとしても買えるような形ということで、この金額を算定させていただきました。

また、以前お答えさせていただいた600万円不足ということでございますが、こちらにつきましてはその年の給食材料費として集めている給食費と、実際に支出するものとを比べると600万円程度不足ということでございますが、前年度からの繰越金等もございますので、現在11月の実施しました給食費の食材料まで支払いのほうが済みしておりますが、そこまで実際支払うのに不足はございませんでした。ですが、この後、大変もう残りも少ない、残金も少なくなっておりますので、この補助金を可決していただけることによりまして、1月以降の給食の中身につきましては、従前のちゃんとトレイに1つずつ乗る、1品少なくなったといったような状況は改善される見込みとなっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 20ページ、21ページの菅谷中学校の空調設備についてお聞きます。

1億2,400万円、かなりな金額だと思うのですけれども、その根拠、あとの程度工事期間を考慮しているのか。

また、避難者の生活環境を改善する事業ということになるのですけれども、災害時以外の利用は想定しているのか。

また、空調ですから、期間を設けて使うのか。要は6月から10月までとか、そうでなければ気温が何度以下、また何度以上のときに運用する、そういったことは考えていますか。お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、菅谷中学校の体育館空調設備につきましてお答えさせていただきます。

今回、菅谷中学校の空調設備につきましては、ガスヒートポンプ方式を使った空調を想定して設計しております。具体的な設計は、現在しておる途中でございますが、算定に基づきまして、ガスを使用しますが、体育館の内部におきましてはハイブリッド型の屋外機を2台、体育館の内部につきましては、室内機14台、それに伴います輻射パネルを14台設置する計画で今回は設計をさせていただいております。この設備を調達いたしまして、設置する期間等を考えまして、来年の令和7年

6月ぐらいまでには設置ができればと考えております。

そして、使用等の運用につきましては、夏場の運用を考えておりますが、具体的に何度になったらつけるとか、そこまでの運用についてまだ定めてはおりません。また、学校の授業のほかにも夜の体育施設としての使用のときに、どのように使用してもらうかということにつきましても検討をしておるところでございます。

避難者の関係につきましては、こちらは避難所設備として考えて設置を進めておりますので、緊急防災・減災事業債を使って整備を進めていく予定で現在進めております。

以上でございます。

〔「答弁漏れ1個いいですか」と言う人あり〕

○森 一人議長 答弁漏れ、どうぞ。

○3番（橋本 将議員） 6月までにということなのですけれども、私が聞きたかったのは、体育館が使えない時期があるのかということで、工事期間をちょっと知りたかったのですけれども。

○森 一人議長 では、それについて答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答弁漏れで申し訳ございませんでした。

空調設備につきまして、その設備を調達している期間は、もちろんまだ工事が始まりませんが、実際に内部の空調設備を設置する期間においては、体育館の使用を制限して、使用できない期間が発生する見込みとなっております。その工事期間につきましては、工事の現場工事につきましては、およそ2か月弱ぐらいを今は見込んでおりますが、その期間、内部工事がどのくらいになるかという詳細な工事設計ができておりませんので、使えない時期も生じてしまうというお答えとさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今の6ページのほうで私聞こうと思ったのですけれども、中学校の空調の関係なのですけれども、そうですか、6月ということで、そうすると新年度になってから工事が始まるということなのでしょう。

それから、設計は、私もよく調べていなかったのですけれども、設計の予算というのはもう出ているのですか。確認です。

それから、15ページのこども家庭センターの今の補助金対象外だと。ちょっと驚きまして、どういう調査の下にこの補助金が使えると判断して予算計上したのか、その辺の経緯を伺いたいと思います。

それから、25ページの比企広域公平委員会の負担金なのですが、これ具体的にはどのようなもの

で負担をすることになるのでしょうか。

それから、41ページの古里の桜並木、これ具体的にはどこの場所になるのでしょうか。

それから、43ページのガード下の工事なのですけれども、これ雨水対策ということでご説明があったわけですが、どのような工事で対策されるのかを伺いたいと思います。

それから、45ページの七小の工事なのですけれども、この金額でどの程度の防水工事ができるのかを伺いたいと思います。

それから、47ページの菅中の防水工事、今現在どのようになっている、どのような工事をするのかを伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、最初に菅谷中学校体育館の空調設備の設計につきましてお答えさせていただきます。

空調設備の設計につきましては、現在嵐山町立再編小中学校基本設計業務を委託しております事業者に関連する事業となりますので、菅谷中学校体育館空調整備の設計業務を追加業務として変更契約をいたしました。その中で現在設計業務をしていただいている状況でございます。

また、工事につきまして、新年度になってしまうのということですが、工事期間について、設備の調達から工事まで相当の期間を要すると思いますので、今年度、この予算を通していただきましたら、工事の発注を年度内にしまして、予算のほうは今年度執行ができませんので、繰越しをさせていただき、できるだけ新年度の早い時期で、夏前に工事のほうを終了できればという想定の下、進めておるところでございます。

続いて、七郷小学校の防水工事についてでございます。七郷小学校の防水工事につきましては、今までに屋上防水を2回やっております。小学校の屋上の両側を部分的に3分の1程度、また反対側を3分の1程度ということをやったのですけれども、できるだけ被害に遭ったところを、雨漏りしているところを集中的に、部分的に直してきたのですけれども、結果的には真ん中、それ以外のところも雨漏りが生じるような状況になってしまいましたので、今回につきましては、その雨漏り対策ということで、屋上の中央付近でございますが、そこを防水工事をしまして、その下が雨漏りしないように対策を取りたいというものでございます。

もう一つ、続きまして、菅谷中学校の耐震補強部の防水工事でございますが、これは耐震補強をしている継ぎ目の部分ですけれども、その隙間から雨水等がしみ込んで、雨漏り等の原因になっていることが分かりましたので、その耐震補強部の隙間を埋めて雨漏り等の被害対策を講ずるものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうからは、15ページ、子ども・子育て支援交付金の関係でお話をさせていただきます。

こども家庭センターは、現状の健康増進センターに当たるのですが、そちらの部分で、こども家庭センターを設置した場合に、子ども・子育て支援交付金の交付基準としまして、開設準備経費、改修費等ということが示されております。こちらにつきましては、令和6年5月21日付の第4次の改正と、それから直近で9月12日の第5次の改正というものがありません。3号補正の計上当時に、県の担当者を通じて確認をさせていただいたところ、こども家庭センターを設置しているのであれば、それは該当になりますということを確認した上で3号補正を計上させていただきました。

しかしながら、この子ども・子育て交付金の交付に当たって正式な交付申請を準備するに当たり、再度確認をしましたところ、国の担当官を通じまして、県のほうに確認をしていただいたのですが、この開設準備経費については、既存施設の改修については適用されないということが示されました。町としましても、確認をして、何というのですか、この基準で、例えば今手元にあるのですが、開設準備経費の中に、既存施設については該当しないとか、そういう文言はないものですから、それに基づいて確認を、該当するかどうかという確認をした上で3号補正へ計上させていただいたわけですが、最終的に交付金の申請に当たっての最終確認をしたときに、そういったことでありましたので、担当課としてもちょっとどういう経緯なのだというのはもやもやとしている部分があるのですが、いずれにしても既存施設は該当しないということになりますので、新たにこども家庭センターを建屋を設置するところの部分では該当しますが、既存施設は該当しませんということですので、町としては国の方針に基づいて、今年4月1日からセンターを設置ということで、なるべく早くその事業を着手ということで、昨年度から準備をしていた部分ではありますが、いずれにしてもこの交付金の項目に該当しないということですので、今回はやむなく補正で減をさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続きまして、比企広域につきまして、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 私のほうからは、25ページの比企広域公平委員会負担金（特別分）137万3,000円の部分について説明をさせていただきます。

町職員に対し、停職3か月の懲戒処分を出したことにより、ご本人から取消しを求める審査請求が比企広域の公平委員会のほうに平成31年4月19日付で提出されました。そして、こちらの判断ですが、令和5年12月13日付で審査請求を棄却するという判断を比企広域のほうでなされました。令和5年12月ですけれども、そのものが提出された6か月以内に異議申し立てができる期間がございますので、その判決が出た6か月後、令和6年6月13日をもって再審査請求がなかったため、こちらの事件については終結したということで、今年度の6月13日をもって終結したものでございます。

どうして町のほうにこの特別分が来るかと申しますと、比企の公平委員会を設置したときに、共同設置に関する覚書というのを各市町村、組合のほうと締結しております。その中に公平審査を行う経費など、特定の市町村のための臨時的経費及び人的派遣は、当該市町村が負担するというふうになっております。今回の件につきましては、嵐山町職員に対してのものでございますから、他の市町村が負担するのではなく、そこにかかった経費は嵐山町さんが負担してくださいということで、今までかかった経費、その部分について今回比企広域のほうから嵐山町のほうに請求が来たものでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、私のほうから、41ページ、観光費の桜並木等管理委託料、場所についてというお尋ねでございます。場所につきましては、深谷嵐山線、古里の交差点を抜けまして北上していきます。しばらく行きますと、馬内のほうに入っていく町道がございまして、そちらのほうに進みまして200メートルほど行ったところに、町道ののり面を守るための擁壁、間知ブロックが積んである擁壁があるのですけれども、そのブロックの上にある桜並木を伐採を行うという内容でございます。

以上です。

○森 一人議長 最後に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、43ページの道路修繕工事の雨水対策事業につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、書いてあるとおり1—23号線都市計画道路の東武東上線下のガード下に側溝があるのですけれども、横断側溝がございまして、そこについて今現在ちょっと横断側溝がかなり経年劣化している関係で、透水性舗装をしておるところでございます。これについて今年の8月に100ミリを超えた雨量があつて、道路冠水した関係で、そこを強固なグレーチングにするという工事でございます。ただし、道路構造上、100ミリを超えてしまうとなかなか全ての対策は難しいかと思っておりますけれども、一定の効果があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 繰越明許費の件なのですが、6ページの。そうですか。これ業務委託で追加でやってしまったわけですか。これは大丈夫なのですか、法的には。そこを確認したいと思うのです。それと、金額を教えてくださいませんか、設計委託料ですね。

それから、ガード下のグレーチングにするということで、その場所がよく分からなかったのですが、車道はそのままですね。歩道のほうにグレーチング部分が今あったかな、ないのかな、ないので造るということなのですか。あるのだと、ちょっと確認不足なのですが、例えば10センチで

あったものを20センチ幅にするとかということなのでしょうか。強固なという意味だったので、ちょっと違う私の捉え方なのかどうかも含めてお願いしたいと思います。

七小の雨漏りなのですが、こういうことで全面的に一遍にやらないで、1回目はこっちのほう、2回目はこっちのほうだというようなことでやってきたわけですね。その結果、真ん中もやらなくてはいけないということで、やはり雨漏りというのは一遍にやらなくてはいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の考えも含めて、反省があるのかどうかも含めて、その辺を伺いたいと思います。これで何とか大丈夫だというふうにお考えかも伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、菅谷中学校体育館空調設備の設計金額につきましてお答えさせていただきます。

今回変更契約において設計業務として追加した金額は、674万9,123円でございます。こちらの業務につきましては、追加の業務としてやっていただくことがふさわしいということで変更契約にて委託を出しているところでございます。

続きまして、七郷小学校の防水工事でございますが、結果的に3回に分けての工事になってしまいました。これは雨漏りが生じた箇所が段階的に生じたために、そこを修繕していくという方法を取ったために、3回に分けての工事になってしまい、確かに一遍にやればこのようなことはなく、多少工事の費用等も抑えられたことも考えられますが、その都度必要な箇所の修繕をやっていくということの方針でやってまいりましたので、このような工事経過となりました。今回この工事をするにより、七郷小学校の雨漏り対策につきましては大丈夫と思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

既に都市計画道路1―23号線につきましては、横断の管がございまして、6.7メートル程度の横断側溝がございます。その上に簡易的なグレーチングだとまた経年劣化してしまいますので、結構強めなグレーチングを行うというものでございます。

以上でございます。

〔「法的には大丈夫なんですか」と言う人あり〕

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 変更契約の手続について問題がないかというご質問でございます。内部的な変更手続、全て手続どおりやっておりますし、また基本設計を行っている業者と、現場を周知している

ということもございますので、特に問題ということについてはないというふうに考えております。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この繰越明許費、そうすると委託で他の業者に出すよりも、多少は安いというふうに、低廉だというふうに、この金額は見てよいのか。一般のところに出したらもう少し高いのだよということになるのか、どっちなのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

それと、七小の屋上の関係ですけれども、必要な工事範囲でやるのがよいということでお答えがあったわけですが、結果的に全部やるような形になったわけですから、やっぱり今の時点に立ってみたら、反省としては一遍に全部やるべきではなかったかなというふうに思うのです。そのほうが私は安かったのではないかなと思うのです、結果的には。3回もやって、その都度工事代出すわけですから。そうではないですか。ちょっとそのお考えを伺いたいと思います。2点です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、体育館空調の設計の関係でございますが、新しい学校の基本設計を全体的に請け負う会社をお願いするというので、その業務の中の変更契約で一部としてやっていただくので、一般的には費用は安くなるのではないかなというふうには考えてございます。ただ、これは入札をかけて、実際にほかにもっと安いところが出るかどうかということは分からないので、こちらでは安くなるのではないかと捉えているところでございますが、その会社にお願ひした理由といたしましては、もう一つ大きな理由といたしましては、できるだけ早く、来年の夏一番暑い時期までにエアコンを設置する、そのための手続をできるだけ早く行うためには、この設計というのを早く行って補正予算を取って、そういった中で行っていかないと、これが夏を越えてエアコンが設置が済んでしまうと、そういう可能性もございますので、できるだけ早くということを最重要に置いて、このような判断をしたものでございます。

2点目の七郷小学校の屋上防水の件でございます。おっしゃるとおり、一部でも雨漏りをしたときに、全面改修をしまえばそれにこしたことはないかもしれません。しかし、ほかのところは雨漏りをしないかもしれません。もしかすると一部だけ、そこを雨漏り工事をすれば、ほかのところは無駄な工事になる可能性もあります。工事自体としては全部を一度にやっしまえばいいかもしれませんが、この先ほか雨が雨漏りをするかどうか分からない状態であつては、経費ですとかいろんなことを考えた上では、その必要なところを修繕をしていくという判断でございます。その1か所1か所工事をしたときには、先にほかができるかどうかということは予測ができませんので、その時点において、そういった部分部分の工事という判断に至ったという件に関しましては、その判断で間違いはなかったと考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 時間を見ながらやっていきますので。34ページ、35ページですけれども、473万円、小規模保育利用者の増加ということですが、これ小規模保育利用者というのは、ゼロ歳から3歳になるのかなと思うのですけれども、その保育者のほうの負担金は幾らなのか。人数的なもの、それで町内の保育所がどうかということを伺います。

次に、障害児通所支援事業負担金ですけれども、これも利用者の増ということですが、これは年齢と、それから通所施設は町内になるのか町外になるのか伺いたいと思います。

それから、これ18、19ページになるのかな、18ページ、19ページになると思うのですけれども、諸収入というのが分からなくて、新型コロナワクチン接種対策費補助金が2,543万1,000円ですが、これ国庫支出金から一般社団法人に変わったわけですが、これなぜこういうふうな、予防接種であるのにこういうふうな形になってくるのか伺いたいと思います。

それと、36、37ページです。母子衛生費、母子予防接種事業ですけれども、これは591万4,000円が予防接種委託料になってきますけれども、具体的に9月議会ですか、一遍出ていたと思うのですけれども、さらに人数が、キャッチアップが増えたということだと思うのですけれども、それはどのような状況で、今現状としてはどのくらいの数の方がこれを要望されているのか。実際に被害があったときにどのように、かなり出てきているようなのですが、それについてどのように考えるのか伺いたいと思います。

それともう一つ、学校トイレの洋式化ですけれども、12月議会ですから、今年度が最後になるわけですが、これで一体、今回出ていなかったわけですが、一体どの程度まで学校トイレの洋式化が進んだのか。そして、今後これは、来年以降はストップするのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私のほうから小規模保育並びに障害児通所の関係でお答えをさせていただきます。

まず、この小規模保育の予算でございますが、当初予算の計算のときは、令和5年度の実績を基に積算をしてございます。見込みとしては約2名の利用ということで見込んでおりましたが、4月1日時点で3名の利用でございます。小規模保育事業所は町内にございませんので、町外の保育所になるのですが、2か所の小規模保育所で1か所2名、もう一か所が1名の計3名ということでございます。対象は、ゼロから2歳ということになるのですが、このゼロから2歳の保育委託費は、1人当たり50から60というところが平均的にありまして、事業所によって加算等が違いますので、それらの事業所の直近の利用までの分の実績を鑑みまして、年度末までの給付が不足する見込みのため、今回補正を上げさせていただいたという形でございます。

また、障害児通所の関係でございますが、こちらにつきましても、サービスとしましては児童発達支援の事業ですので、就学前のお子さん、当初7人を予定しておりましたが、11人、4名増えて11人の利用ということで、児童発達の事業所自体は町内にはございませんが、その利用について日数含めまして、年度末までの給付が不足する見込みがございますので、小規模保育同様に不足分を補正を上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えさせていただきます。

18、19ページの諸収入につきましてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、新型コロナワクチン接種対策費補助金が1人当たり8,300円出ますので、そちらの金額になります。こちらは、国のワクチン生産体制等緊急整備基金を管理する団体がありまして、この団体につきましては公募により採択される団体となっております。基金管理団体としまして公募で採択されました基金管理団体は、新薬・未承認薬等研究開発支援センターというところになります。嵐山町におきましては、助成金が歳入として入ってくるため、国庫補助金ではなく諸収入として組替えさせていただいているところでございます。

続きまして、36、37ページの母子の委託費になるのですけれども、キャッチアップ世代の方の接種費用になります。キャッチアップ世代の接種の方なのですけれども、今年度中に終了になるため、駆け込み需要が増加したため、当初予算に計上させていただいた240人分が既に接種をしております。ワクチン接種は、3回接種するもので、今年の4月から9月の間で1回目と2回目を接種した人数から割り出しまして、追加で延べ300人ぐらい受けるのではないかと見込みまして、追加で計上させていただきました。

それから、副反応が出た方への対応ですけれども、嵐山町においては、今のところ申請はございません。仮に副反応が出た場合につきましては、かかりつけ医や接種医にご相談いただきまして、症状に応じて県の協力機関である埼玉医大を紹介され、診察される流れとなっております。

以上です。

○森 一人議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、学校トイレの洋式化が進んだのかというご質問でございましたが、今回の補正予算には洋式化の予算は計上しておりません。9月補正で据置き式のトイレを計上させていただきまして、そちらを、まだ購入が全てできておりませんし、設置のほうも、トイレのドアの構造がうまく据置き型のトイレと合わないところがございまして、設置に苦戦しているところがありまして、進んでおらないところがございます。そうしたことで、洋式化が進んだのかというご質問に対しましては、9月補正以降は進んでいない状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 小規模保育利用者の増というのは2名から3名になったというだけなのですが、実際にはゼロから2歳だと200人ぐらいいると思うのです。そのうちでどのぐらいの方が保育園を利用して、それで小規模保育というふうな形というのは、不足数があるから小規模保育に行くという感じでいいのかどうか伺いたいと思います。

やっぱり障害児通所事業も就学前ということですから、やはりそういうふうな形で、そういった通所事業に通われる方が増えているというふうに考えていいのか。該当される方が増えているというふうに考えてよいのかどうか伺います。

次、新型コロナワクチンの関係ですけれども、一般社団法人のほうからのほうが国庫支出金から補助金を取るよりは高額になるという理由なのか。なぜ国庫支出金から一般社団法人への組替えが起きるのかということがよく分からないのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それから、HPVワクチンのことですが、240人を想定していたけれども、今回300人ということは、結局それだけの人数の方が、何%ぐらいの方がキャッチアップで子宮頸がんワクチンの予防接種を行う形になったのか。これが非常に私は問題であると考えていますので、その点について伺いたいと思います。

次に、学校トイレのことですが、ごめんなさい、時間が。学校トイレについては結局総数の何%までが、私全部やることはないと思うのですが、この1年ぐらいで半分以上はやらなくてはいけないというふうに思っていたのですが、それについてはどのような考え方があって進めていったのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えいたします。

手元に保育所の利用のゼロ、1、2の総数の人数はないのですが、おっしゃるとおりゼロから2歳の利用は毎年度多うございます。一方で、保護者からの申出で町内の保育所ではなく、町外の保育所、いわゆる管外ですね、管外のほうの利用をしたいという保護者の方も一定数いらっしゃいます。今回の3名のお子さんに関しましては、東松山市内の小規模保育所でございまして、通勤経路等でそちらを利用したほうが、もちろん町内のほうが利用しやすいという部分も当然あるとは思いますが、通勤等を考慮しますとそういったところで、路線上で近くである保育所を利用したいということで利用しているというのが実態かと思えます。

それから、障害児通所の関係でございます。こちらにつきましては、障害児通所事業そのものが放課後等デイサービス、児童発達支援、それから保育所訪問という3つの事業が総称して障害児通所事業でございますが、今回の補正分は発達支援のほうの部分でございまして、議員おっしゃるとおり、保育園に通いながらそういった事業所を使う場合もございますし、もともと保育のほうで

は、なかなか通常保育では難しいというお子さんに関しては、やはり児童発達支援のほうを使っていくという場合もございます。ですので、お子様の障害の状況によって様々でございます。いずれにしても、障害児通所に関しましては保育園と連携しまして、保護者との連携もしながら、そのお子さんがすくすくと育つに当たってどのサービスを選択して使っていくかというのは、連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

コロナワクチンの助成金が国庫ではなくて諸収入になるといいますのは、直接国から入るのではなくて、基金管理団体の社団法人から入るということで諸収入ということになります。

それから、HPVワクチンなのですけれども、キャッチアップ世代の方につきましては、今年の8月に、まだ受けていない方に対して通知をさせていただいた人数が567人おります。そのうち1回目の接種をした方が124人おりますので、接種率につきましては21.8%になります。

以上です。

○森 一人議長 下村教育長。

○下村 治教育長 では、学校トイレの洋式化についてお答え申し上げます。

何割程度ということですが、先ほど本年度の洋式化の進捗につきましては、課長答弁のとおり9月議会の補正までということになってございますが、今学校間で、約65%で洋式化しているところから20%を若干切るところまでありました。その2校につきましては、洋式化の工事をこれまでのところ行ったり、それから据置き型のトイレを置くことによって補強してまいりました。

今後の何%という目標、それから計画についてですが、これは来年度以降、明確な、達成度何%を目指して年度ごとにどれだけ替えていくという具体の計画はございません。ただ、洋式化の必要性ということは感じているところでございます。しかし、あと校舎4年、そういったことも鑑みながら、学校のトイレの洋式化につきましては、まず修繕が必要なところ、そういったところを修繕を行うのであれば洋式化ということを視野に入れる。それから、学校というのは子どもたちが毎年替わっていきます。そういった中で、学校と協議をしながら、現状ではやはり非常に洋式化が少ないために子どもの生活が困っている。そういう状況を聞きながら、その中で必要に応じて据置き型でいいのか、はたまたそれは工事をしないと本当に子どもたちが生活が困ってしまうのかということを十分に学校の状況を相談をしながら、必要なところから進めていく、必要な部分を修繕をしていくという形で考えているところでございます。したがって、目標値であったり年度計画でどんな形で洋式化を進めるという計画は、現在はございません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） コロナワクチンの国庫支出金からの組替えなのですけれども、一般社団

法人、ほかの予防接種に関しては国庫支出金ですよ。これだけなぜ一般社団法人から来るのか、そここの理由が知りたいのですけれども、これはどういう理由で、コロナワクチンに関しては非常に副反応が多いわけですよ。そういった段階でこここのところ、何ですか、未承認薬などの団体が取ったというのは、これどういうことなのか、ちょっと私は非常に疑問を感じるのですけれども、特別なことがあるのでしょうか。ほかに国庫補助金からこういった団体に補助金を出して、そこから持ってくるというふうなやり方をやっている予防接種があるのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

この基金管理団体なのですけれども、新薬・未承認薬等研究開発支援センターなのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、国のほうで公募されまして採択された団体になります。この基金を管理している、その基金につきましては、ワクチン生産体制等緊急整備基金という基金でありまして、新型コロナウイルスをはじめとした予期せぬ感染症の流行阻止、重症化予防に必要なワクチンを可能な限り迅速に製造、確保するための生産体制を整備することを目的とした基金となりますので、今回予期せぬ感染症ということで、コロナワクチンにつきましてはこちらの基金団体から支給というか歳入として入ってくるものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） すみません。時間過ぎているのですけれども。まず、17ページの新規でこども家庭支援センターb & g らんごんの経費がのっているわけですが、これは歳入であって、歳出の部分が、先ほどからずっと探しているのですけれども、3分の1の補助率ってことは130万ぐらいがどこかにのっているのだらうなと思ったのですけれども、どこになるのか。また、内容について教えていただきたいと思います。

それと、先ほど来出ております菅谷中学校の空調なのですけれども、こちら21ページに充当率100%とは書いてありますが、指定避難所における避難者の生活環境を改善するという内容ですから、防災・減災の観点から、防災・減災の補助金を多分いただくのだらうなと思うのですが、この1億2,400万のうちの町の負担金は幾らになるのかお伺いします。

そして、25ページの9番の町民活動推進費、交流センターに99万円の報酬が出ているわけですが、この内容について伺いたいと思います。

そして、ちょっとページ数が後ろのほう、広野の農地の、農業用地……41ページの広野地内の農道整備工事に要する経費ですけれども、どちらの地内を直すのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 お答えいたします。

埼玉県すくすく子育て支援事業費補助金でございますが、こちら新たな補助金として設置をされたものでございますが、その前に、令和6年4月1日でこども家庭センターという事業で、そのセンター事業の一つとして家庭支援事業というのが大枠として設置されているのですけれども、その中身は町が以前から実施している育児支援ヘルパー、これが子育て世帯訪問支援事業という、その家庭支援事業の中にさらに細分化されて子育て世帯訪問支援事業というものと、児童育成支援拠点事業というのが含まれているのですが、これは何かといいますと、今申し上げた育児支援ヘルパー事業、もともとやっている育児支援ヘルパー事業がこれに当たります。そして、もう一つ、児童育成支援拠点事業は、b & g らんざんのこども家庭支援センターの事業でございます。もともとこれは地域家庭支援拠点事業という名称であったのですけれども、こども家庭センター事業が創設されたことに伴いまして、当該事業がこちらに移行してきたというものでございますので、あくまで歳出につきましては、今回の補正は額の補正がないので、財源の充当を振り替えただけということで、対象事業は掲載がないということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私より菅谷中学校の体育館の空調設備につきましてお答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、歳入概要のところに指定避難所という文言がございますので、こちらに関しましては総務省が所管をする緊急防災・減災事業債のほうを活用させていただきます。こちらは地方債ですので、基本的に全額借入れ、充当率100%というのは、頭金は要らないと。全額借入れが充てられると、まずそういう意味でございます。最終的に元利償還金の70%が普通交付税で充当される、返ってくると。そのような形で、一般的に有利な事業債というふうに言われているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 私のほうから交流センターの報酬の関係をご説明します。

まず、既存の今働いている方の人事院勧告による時給の上昇分、それからお昼休みが取れない問題がありましたので、お昼休みに2時間ほど会計年度さん雇いまして、今の職員が1時間お昼休みをちゃんと取れるような体制にするというもので、2人分の、2時間分の就業の追加分、それから障害者雇用の関係で、教育委員会のほうで障害者の方を正規で雇っていないというところで指導が

入りまして、現在働いている方の、たまたま障害者手帳をお持ちということで、その障害者雇用の関係で週3日ほど働いてもらっているところを週4日に、1日分増やして、障害者雇用の枠組みということで追加するものでございます。

以上です。

○森 一人議長 最後に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、広野地区の農道整備工事の場所についてご説明いたします。

広野2区から県道に向かって出入口があると思います。県道を文化村のほうから突き当たりまして、右折していただきますと最初に杉山公民館のほうから県道に向かう交差点があると思います。その最初の信号を右に行っていただきますと、関越のボックスカルバートをくぐります。くぐってすぐに左手を見ていただくと田んぼが、ちょうど谷津田が工業団地に向かってあります。ちょうどその田んぼと、さらに左手の奥に少し小高い丘になっておりまして、そこに町道、砂利の町道がございます。延長が200メートルほどの砂利の道路でございますが、その側溝整備でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔「訂正」と言う人あり〕

○森 一人議長 答弁の訂正を認めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 先ほどの支出ないと申し上げましたが、事業としては34ページの10の子ども・子育て支援事業、それから11の子ども家庭支援センターの運営事業、ここで財源の補正をしています。歳出そのものは変わっていないのですけれども、財源が変わったので充当を変えてマイナスになったりプラスになったりというところはいじってございますが、育児支援ヘルパーの支出金が変わったとかということではないので、あるいは子ども家庭支援センター事業の支出が変わったということではないので、その補助の内訳が変わったので、財源のところだけいじらせていただいたという形になります。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対ですか、賛成ですか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○森 一人議長 ほかにございますか。賛成ございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 それでは、第11番、川口浩史議員、反対討論をどうぞ。

○11番（川口浩史議員） 全体としては賛成でございますが、条例改正と一体のものでございますので、そこの部分を反対したいと思っております。

中小業者で働く町民の給料が上がっていないことが推察されるわけでありますよね。こうした方の引上げ後、特別職、三役や私たち議員の給料は上げていくべきだというふうに考えておりますので、今補正予算には反対したいと思います。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第54号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、令和6年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、総務費、保険給付費及び地域支援事業費合わせて4,096万円を増額し、不足する額を予備費より充当するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 それでは、議案第54号の細部につきましてご説明させていただきます。

補正予算書70、71ページをお願いいたします。2の歳出でございますが、2款1項5目施設介護サービス給付費につきまして、施設利用者が当初見込みよりも多かったため、給付費を4,000万円増額するものでございます。

一番下の6款予備費につきましては、施設介護サービス給付費と会計年度任用職員の給与に充当するため、4,096万円減額するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 施設給付の方が増えたということで、介護度どのくらいの方がどの程度増えたのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 答えさせていただきます。

こちら増やしたものが施設のものでございまして、当初予算は第9期の介護保険事業計画、こちらの計画に基づきまして当初予算計上しておりまして、特別養護老人ホームで計画よりも毎月3人多い状況になっております。介護老人保健施設、通称老健と呼ぶのですが、こちらはほぼ計画どおり、それと介護医療院、計画ではゼロ人だったのですが、今現在2名の方が利用されておりまして、介護度にもよるのですが、1か月当たり、一番安い特養でも22万円程度、一番高い介護医療院ですと42万円、1人増えると毎月22万とか42万増えます。1人30万円と平均しましても、12か月だと年間で360万円増える形になります。ご質問の介護度につきましては、すみません。そこまでの細かい分析はしておりません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 介護計画よりも施設入所の方が多くなっていることで、施設入所の方、家族にとっては何とも言えないのですけれども、施設入所を希望される方が多いのか、それともそのような家族の方がいらっしゃるから、施設入所になっていくという形になっているのか、どちらなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 答えいたします。

施設はなかなか空きがないと入れませんので、たまたまタイミングが合って入所できた方が多かったというのはございます。家族の状況につきましては、申し訳ございませんが、把握はしておりません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今年度たまたま介護施設の空きがあったからたくさん入れたということか、それとも今後もこのような形で、入所定員がありますので難しいと思うのですが、今後もこういうふうな形で増えていくということは考えられるのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

特別養護老人ホームが近隣の越生町に新規でオープンいたしましたので、その施設に入れた方がたまたま多かったというのはございますので、そこも今現在満床になっているというふうにお聞きしておりますので、これからはもしかしたら施設待ちの方は増えていくかもしれません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和6年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、議案第55号 令和6年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、令和6年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、収入、事業収益に78万8,000円を減額し、総額を5億3,218万7,000円とし、支出、事業費用に170万4,000円を追加し、総額を4億9,292万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的支出に985万9,000円を追加し、総額を4億6,973万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第55号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の87ページをお願いいたします。水道事業会計予算執行計画によりご説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入につきまして、1款2項4目の消費税還付金は、補正1号にて議決いただいた消費税還付額から17万9,000円を減額し、補正後の還付額を1,633万5,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の80ページをお願いいたします。こちらの備考欄にあります消費税額、3条収入の4,400万7,000円から3条支出の2,146万7,000円と4条支出の3,887万5,000円を差し引いた額が還付金額1,633万5,000円であります。

87ページにお戻りください。1款3項1目その他特別利益は、補正1号にて計上いたしました賞与引当金戻入益60万9,000円を本年度給与改正に伴う歳出、人件費等の増加に充てるため、戻入れを取り下げるものでございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目原水及び給水費は、職員1名の人件費等を40万8,000円増額し、11節修繕費を400万円減額し、合わせて359万2,000円を減額するものでございます。

2目配水及び給水費は、同じく職員の人件費を31万4,000円増額し、88ページにあります8節修繕費を500万円、9節工事請負費を200万円減額、10節動力費を30万円増額し、合わせて638万6,000円を減額するものでございます。

3目総係費は、3名の人件費等を204万1,000円、18節退職給付費を1,450万1,000円増額し、1節報償を116万円減額することによりまして、合わせて1,538万2,000円を増額するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息等でございますが、5年度繰越し事業分の借入れが確定いたしましたことによりまして290万円を減額するものでございます。

また、2目雑支出は、企業誘致条例に伴います加入金減額特例還付金です。本年度対象企業の確定に伴いまして80万円を減額いたします。

89ページの4条、資本的支出であります。1目事務費につきましても職員の人件費等を35万9,000円増額し、5節委託料は契約額の確定に伴いまして、その差額140万円を減額し、合わせて104万1,000円を減額するものでございます。

4目配水本管施設費の工事請負費につきましては、6年度実施工事を3工事として1,090万円を増額し、補正後の額を1億9,000万円とするものでございます。

81ページ以降にあります予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

議案第55号の細部につきましての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和6年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第56号 令和6年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、令和6年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、支出、事業費用に932万3,000円を追加し、総額を6億352万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第56号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の104ページをお願いいたします。下水道事業会計予算執行計画によりご説明させていただきます。収益的収入及び支出の支出につきましての補正であります。1款1項2目流域下水道維持管理負担金は、本年8月の降雨量の増加を受け、昨年同時期と比較して7%負担金が増加しております。残り半年分に対応するため、800万円を増額し、補正後の額を1億6,902万2,000円とする

ものであります。

4目総係費は、給与改正に伴い、担当職員4名分の人件費等を合わせて132万3,000円増額し、補正後の額を6,654万8,000円とするものでございます。

97ページ以降にあります予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

下水道事業会計補正予算（第1号）の細部の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 令和6年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、第2回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員